仙台家庭裁判所委員会議事録

1 日時

令和5年6月20日(火)午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

- 3 出席者
 - (1) 委員

蘆立順美、猪股佳子、入江猛、川島喜弘、倉林千枝子、相馬潤子、武田健久、 辻村和人、福與なおみ、藤石伸子、藤田木綿、古田耕一、前田駿太、宮崎謙、 森田みさ(50音順、敬称略)

(2) 説明者 岩下裁判官

(3) 事務局等

小澤首席家裁調査官、中井事務局長、内空閑首席書記官、青海総務課長、伊勢総務課庶務係長

4 議事

- (1) 「成年年齢の引下げによる家庭裁判所への影響」について、少年分野と家事 分野に分けて、パワーポイントを使用して仙台家庭裁判所から説明した。
- (2) 意見交換概要 別紙のとおり
- 5 次回期日等
 - (1) 次回期日

令和5年11月22日(水)午後1時30分~午後3時30分(予定)

(2) テーマ

未定(おって決定する。)

(別紙)

意見交換概要

(以下、□は委員長、●は委員、○は説明者等の発言とする。)

□:「成年年齢の引下げによる家庭裁判所への影響」に関して、次の①から③までの意見交換事項について、それぞれ御質問・御感想・御意見をいただきたい。 <意見交換事項>

①少年分野について

家庭裁判所は、特定少年に対する調査、審判の在り方、とりわけ教育的措置 について、どのように取り組んでいくべきか。

②家事分野について

18歳及び19歳の子は、親権等の対象ではなくなるが、養育費の支払終了 期間は当事者間の合意による。このような取扱いの違いはどの程度知られてい るか。また、取扱いの違いはどのように受け止められているか。

③各分野について

家庭裁判所は、今後、法教育について、どのように取り組んでいくべきか。 まず、①の少年分野について、御発言をいただきたい。

- ●:犯罪を犯してしまう少年の中には、発達障害や知的障害の少年もいると思うが、 裁判所のみでは指導しきれない、対応が難しい場合に、どのような対応を取っ ているか教えていただきたい。
- ○:調査を受けて、その中で浮かび上がってきた課題や少年の特性を踏まえて、医師や外部の団体などにつなぐということはある。その中で様子を見ながら、最終的に保護処分に付し、更生につなげていくということも少なくなく、実際の例でもある。
- □:身柄事件だと少年鑑別所で身柄拘束されるが、在宅の事件の方が件数が多い。 在宅鑑別で鑑別所に通ってもらうこともあるし、家庭裁判所調査官が複数回の 調査をしている例もある。家庭裁判所調査官の調査の内容は首席家庭裁判所調

査官から説明する。

- ○:発達障害のある少年の事件が目立つようになってきている現状は確かにある。 その中でも特に増えているのが性非行関係である。現代社会は外部からの刺激 が多いので、正しい情報と誤った情報の区別がつきにくい実情がある。発達障 害の少年の場合、家庭裁判所調査官は保護者から丁寧に成育史を聴き取ってい る。また、少年が複数の関係機関にお世話になっている場合は、その関係者や 担当者から少年の状況を聴き取って情報を集めてきている。関係機関に関わっ ていない少年もかなりいる。在宅鑑別の場合は、少年鑑別所に通所する形で心 身鑑別したり、必要に応じて、観護措置を執って心身鑑別をするなど、支援機 関にかかっていないグレーゾーンの少年をすくい上げて、発達障害の認知・行 動の特徴を関係者や保護者と共有して、再非行に至らないように丁寧な対応を している。
- □:近年は、スマートフォン(以下「スマホ」という。)を使った犯罪が増えている。例えば、スマホで裸の写真を撮って送るように指示したりする事件も増えており、そういった少年への働きかけも1つの課題になっている。
- ●:原則逆送対象事件はどのくらいあるのか。
- ○: 法改正後、仙台家裁本庁で1件あった。その事件は結論としては、逆送(検察官送致)をしている。
- □:罪名は覚せい剤取締法違反事件である。営利目的所持なので、原則逆送対象事件であった。
- ●:今後、対象事件が必ず逆送となるわけではないかもしれないが、全国でどのく らい逆送されている事件があるのか。
- □:全国の数値はここですぐには答えることは難しい。「原則」とは「多くの場合はそうなる」ということを意味する。この趣旨で国会では法改正されたと思われる。ただ、現実的にどんな事件で逆送することになるかというと、「短期1年以上」といっても、強盗から通貨偽造まで幅広いから、個別の事件ごとに判

断することになる。

- ○:「短期1年以上」の事件にも様々なものがある。被害額なども違う。動機や計画性もさまざまである。個々の事案での裁判官の判断になるが、原則は逆送という制度であるので、逆送ではなく、保護処分相当という特別な事情があるかどうかについて、家庭裁判所調査官調査等も踏まえて、最終的に判断することになると思う。
- □:調査は原則逆送対象事件かそうでないかに関わらず、必ず行う。非行の内容が より重視されるが、個別の少年の特性もとらえて行う。
- ●:原則逆送対象事件の場合は、調査をより丁寧にするのか。その他の事件と違いはあるのか。
- □:原則逆送対象事件かどうかに関係なく、区別なくきちんと行う。
- ○:丁寧な調査を行うことは他の事件と変わらない。調査の質や量も全く変わらない。
- ●:説明内容の中の「家庭裁判所における指導・教育的措置」というものがある。 具体例としてあげられているものは、特定少年が自分自身に向けてどうすべき か、という観点からの例が多いが、犯罪によっては、被害者が存在するものも ある。その場合に、被害者の心情理解や被害回復の措置なども教育的措置とし て行っている例はあるのか、教えていただきたい。
- ○:例えば、万引きなどの財産的事件については、「被害を考える会」として、お店の店長さんなどに裁判所に来ていただいて、被害の現状など話をしてもらい、少年や保護者がそれを聴いて、会に参加した感想などを書面に記載してもらったり、審判で裁判官が少年に理解したことを尋ねたりしている。

また、性被害については、少年の認識と被害者が被害を受けた際に思っていることとずれがあることも多い。その場合、実際に被害者が警察や検察庁で供述している内容を少年に伝えたりすることもある。被害者の調査を家庭裁判所調査官が行い、家庭裁判所調査官を通じて被害者の気持ちを聴くこともある。被

害弁償は付添人である弁護士が就いていれば、付添人が弁償に向けて交渉等を 行うが、多くは付添人が就いておらず、少年と保護者のみという場合には、調 査や審判の中で、弁償について働きかけている。

- ●:特定少年の場合は、実際に逆送されると、検察官は原則的に起訴することになると思われる。起訴するとなると、刑事罰を科されることになるが、全ての事件でそうすべきということではないと思われる。特定少年については、改善・更生の余地があれば、逆送でなく、保護処分など、検察庁で20歳以上の者に対して行っている起訴猶予と同じような働きをするケースもあるのではないかと考えられる。個人的な感想ではあるが、少年に合わせた柔軟な対応を取ってもらえるとよいと思う。
- ●: 私個人としては、法改正がされたのであれば、18歳以上の者が犯罪を犯した場合は、それなりの刑罰が科されてしかるべきと考える。18歳以上を成年と法律で決めたのであれば、個人的には、きちんと裁いてほしいと考える。18歳成年というのは政府が決めたことで、社会で考え方が受け入れられる前に導入された感が否めないが、成年の責任の認識を社会として今まで以上に植え付ける、どうしたら犯罪をなくすことができるのかという意識を醸成することも裁判所の役割の1つだと思う。
- □:今の御意見は、意見交換事項③の「裁判所は、今後、法教育にどのように取り組んでいくべきか」にもつながる。裁判所の現状での法教育について説明すると、地方裁判所の裁判官が学校へ行って、裁判員裁判の話をすることが多いが、それと併せて一般的に学生の年齢で悪いことをするとどうなるかということも説明したりしている。家裁では、家庭裁判所調査官が一部そのような役割を担っている部分がある。
- ○:家裁では、法教育の一環で、家庭裁判所調査官が大学に行って講義している。 家庭裁判所の役割や対象の学生と同様の年齢の少年事件の処遇などを説明し、 その中で、家庭裁判所での家庭裁判所調査官の役割も併せて説明している。今

までは大学生が主な対象だったが、今年は高校生を対象に家庭裁判所調査官が出講することを予定している。

- ●:特定少年の年齢になる前に、特定少年になったら、どういう責任があるのか、という教育が必要だと思う。今でも少年院に17歳以下の少年で重篤な犯罪を犯した者もいるかもしれないが、そういった者に対し、18歳以上になったら成年としての法的責任を問われることになることを今以上にきちんと教育することを検討してほしい。
- ●:私の所属する機関では、社会的擁護の立場から若者たちに関する事業を行っている。在宅鑑別の話が出たが、保護者のいない少年は、複雑な家庭環境の場合も多く、施設や里親に預けられているケースもある。特定少年になった時に、いきなり社会に放り出されて、犯罪を犯してしまうケースもあるかもしれない。そのような場合、どういう鑑別や関係機関へのつなぎをしているのか。
- □:親のいない少年や親の保護が期待できないケースがあり、そうした少年が重い 犯罪を犯していることもある。そのような場合、施設に入ってもらって一定期 間、指導を行うこともある。また、環境調整を行うこともある。
- ○:親がいない少年で、少年自身に自立を目指す教育が必要な場合、少年院送致を選択することもある。この送致の際に、環境調整の処遇勧告を裁判官がして、少年院から社会へ戻る際に、円滑に社会復帰できるように丁寧な環境調整を予め依頼することができる。この環境調整は、少年院のみならず、保護観察所や協力雇い主、自立準備ホームなども巻き込んで、早い段階から社会復帰に向けた準備をすることになる。今は都道府県ごとに1か所は円滑な社会復帰を支援するセンターなどの受け皿が設置されており、社会の理解も深まってきている。
- ●:少年で犯罪を繰り返す者は多いのか。また、そのような少年に対する取組の現状も教えていただきたい。
- □:再犯率に関係する話であり、詳しい数値はすぐにはお答えできないが、それな りの数があるのが現状である。

- ○:再犯でいうと、経験上、同じ少年の名前を見ることも多い。発達障害の少年について、家庭裁判所で直接的な対処をすることまではしていない。ただ、保護観察等の処分を通じて、自ら相談に行くよう促すことはある。また、親に問題を気付かせたり、保護司とつなぐような役割も家庭裁判所は行っている。
- □:裁判所では、事案によるが、かつては「段階処遇」といって、教育的措置を施して審判不開始とし、再犯があれば、また教育的措置を施し、審判で不処分として、という段階的な処分を行っていた。今は、適時適切に指導するようになってきている。発達障害に限らず、いろいろなバックボーンの少年がおり、精神疾患があり、病院からの服薬の指示があるのに飲んでいない少年に対し、薬を飲むように審判で約束させたりすることもある。しかし、裁判所は病院ではないので、難しい部分もある。
- ○: どういった処遇をするのがいいか判断に迷う少年が増えている。その場合に、 試験観察といって、処分を決める上で一定期間、家庭裁判所調査官が生活状況 等を観察する手続がある。家庭裁判所が処分を保留している間に、保護者にも できることを短期間に考えてもらう。もちろん試験観察がうまくいかないこと もある。そのような場合に、少年院送致の処分をすることもある。1回の調査 で再犯危険性等を判断することが難しい少年の場合には、在宅試験観察として、 その間に面接を繰り返して、処遇を判断している。
- ○:「補導委託」という手続もある。補導委託は、自立援助ホームや住み込みで仕事をできる職場で生活できるか観察するものである。更生に向かってうまくいくこともあるが、少年院送致となることもある。うまくいった場合は、在宅の保護処分として、その場所で仕事を続けて、収入を得て、自分でアパートを借りたり、自立を目指してもらうということもある。いろいろなやり方がある。
- □:補導委託に関しては、新型コロナウイルス感染症が流行して以降、受け入れ先 の確保が一つの課題となっている。
- ●:裁判所が法教育として、外部的にも年齢を下げた教育が必要だと思った。それ

と同時に、犯罪を犯した少年に対し、1人1人の個性に応じた丁寧な指導等を しても再犯率が高いという現状もあり、非常に難しい問題だと思った。ただ、 再犯を防止するための指導方法につき、怠ることなく今後も検討していくこと が重要だと思った。

- □:非行のメカニズムの解明が難しい事件は昔に比べて多くなっている。手をかけなくてはいけない少年は減っていない印象である。
- ●:特定少年への教育的措置については、対応するにあたっての方針や理念が必要だと思った。特定少年に対する教育に理念はあるのか、方針などは、特定少年と他の少年とで同じなのか、違いはあるのか。
- □:処分は特定少年の場合、犯した犯罪の重さを上限とするという法律上の制限がある。要保護性、すなわち環境が良くないことを理由として上限を超えて処分を重くすることはできないとされている。しかし、非行事実に対して、何が少年の課題で、どういう措置を講じたらいいのかという調査や手の加え方は同じである。
- ○:犯情の軽重、という言葉が裁判所で法改正後、よく言われている。これは、特定少年については、例えば、家庭環境がかなり良くなく、万引きを繰り返しているような場合には、犯罪の重みに合わせた処分を検討する、ということである。特定少年は、成年で社会の一員として責任ある行動を取ってもらう必要があるという考えに基づいている。そのため、犯罪の重みづけについて、特定少年にはより丁寧に説明するということへ変わってきているが、それ以外の調査の方法等は特定少年以外の少年と同じである。犯罪の重みについてより考えながら処分を考えていくようになっている。
- □:法律上の上限があるため、本来は少年院送致等も考えられるが、保護観察となる場合には、問題点等について保護観察所に引き継ぐことになる。裁判所で調査した内容をきちんと引き継げるように工夫をしている。
- ●:裁判所の問題というより、法律上の問題であるかもしれないが、成年に達して

も、後見人が引き続き財産を管理できるようにしていけると良いと思う。お金をたくさん持つと犯罪に巻き込まれることもある。若年者の借金の相談では、低所得で借金がかさんでしまう方もいる。一方で高学歴で高収入があるのに、FXや不動産投資に手を出して、多くの借金を抱える若者と二極化している気がする。一番は抱え込むことが良くない。法教育として、必ず、1人で抱え込まず、周りに相談してほしいという内容も盛り込んだ方が良いと思う。

- ●: 法教育について、学校に出講して行うのはとても良いと思う。ただ、いろんな機関につなげたり、法教育を全て家裁で行うのは人的態勢として難しいと思う。また、先ほど話のあった、スマホを使った犯罪が増えていることについて、現実社会とオンライン上の話との認識について、若者と大人では差があると思う。この違いを意識して法教育を行っていくべきだと考える。さらに、少年審判等での教育と法教育は切り分けて考えるべきであると思う。少年審判は特定の個人へ向けてのものになるためである。
- ●: 法教育をしていくことは、社会で活躍する少年を育てるという意味で大事だと思った。法教育については、学校教育の中で教えることも大事だが、内容が限られるのも事実である。学習指導要領で決められていると、学校ではなかなか法教育の時間が確保できないかもしれないが、道徳や社会科の時間に出前講義などで法教育をするのが良いと思った。また、法教育の中で被害者感情も伝えることが大事だと思った。

意見交換事項②の家事分野の養育費の取扱いについては、なかなか世間には浸透していないと思う。私の古い記憶では、養育費をきちんと取り決めしている家庭も少ないというデータを見た覚えがある。必ず養育費の取り決めをするよう法制度も変わってきているかと思うが、養育費の取扱いの周知は重要だと思う。

●:やはり少年の審判等を通じての法教育と一般の法教育は違うと思う。18歳から成年だということを多くの少年は認識していないと思う。だからこそ法教育

は必要だと思う。最近は、消費者関係の保護が必要かと思っていたら、闇バイトなどで犯罪に手を染めるといったこともある。高校生に向けての教育を弁護士会でも検討しているが、今どきの少年は新聞は読まないし、テレビも見ないことが多いので、SNSで発信して働きかけていくべきであると思う。弁護士会もYouTubeチャンネルはあるようだが、機能していない。法教育が少年に届いて、ひいては自分の身を守るのだということが浸透していくようにすべきと考える。

意見交換事項②の家事分野についても浸透していないように思う。「養育費は 18歳まででいいんですよね?」と支払者側から正しくない理解をされてしまっている。個人的には、こんなに急いで18歳成年とする必要があったのか、未だに疑問である。

●:学校での法教育と犯罪を犯した少年への法教育とはやはり違うと思った。小学校では人権教室をやっていると聞いている。忙しい中でもカリキュラムに入れているとルーティンになるようである。法教育は大学生でなく、もっと早い段階から始めるのでもいいのではないかと思った。昨今では、発達障害の子だったり、その疑いがある少年が犯罪を犯しているとの報道もあり、胸が痛い。私は自閉症スペクトラムの少年と職業柄付き合うことが多い。発達障害の子の中にも律儀で正義感が強く、税金を納められる収入があって、生活している人もいる。発達障害の少年の保護観察など処分の際には、実際に心情に表れにくいこともあり、その少年の特性を本当に理解して、観察する人の知識がどの程度あるのか、心情に訴えてもなかなか響きにくい、ということもあるので、その辺を理解して、きちんと対応していくと当事者も助かると思った。